

# 介護保険だより

平成27年 1月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 介護給付費算定に係る都道府県等への届出について

介護給付費の加算等には、事前に届出が必要なものがあります。その加算等の算定要件には、「都道府県知事（または市町村長）に届け出た」という記載が含まれています。

### 1 届出に係る加算等の算定開始時期

#### (1) 居宅サービス（短期入所、特定施設を除く）、地域密着型サービス

届出が 15 日以前になされた場合は翌月から、16 日以降になされた場合は翌々月から、算定を開始

\* 来月から加算を算定する場合は、今月の 15 日までに届け出る

#### (2) 短期入所、特定施設入居者生活介護及び施設サービス

届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始

\* 来月から加算を算定する場合は、今月中に届け出る

### 2 届出先

(1) 前橋市及び高崎市に所在する介護事業所は、事業所所在地の市役所

(2) 地域密着型サービスを提供する介護事業所は、利用者が属する市町村

\* 複数の市町村の利用者がいる場合は全ての市町村に届出ます。

(3) 上記に該当しない介護事業所は、県

届出がなされると、国保連合会の事業所台帳にその内容が登録されます。介護給付費請求の審査は、この事業所台帳をもとに行うため、届出忘れ、届出遅れがあった場合は、事業所台帳に届出内容が登録されず、返戻の原因となりますので、十分に御注意ください。

また、看護職員等に欠員が生じた場合も、速やかに届出を行ってください。

## よくある返戻の解説 【エラーコード12PAについて】

### 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	平成26年11月審査分		平成26年11月30日					
事業所（保険者）名	介護事業所			1 頁 群馬県国民健康保険団体連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護等	事由	内 容	備 考
100000 △△市	0000000001 かむろ 知ろ	請	H26.10	11		15,868	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA
100000 △△市	0000000001 かむろ 知ろ	請	H26.10	11		15,868	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	12PA

一覧表の表示内容・・・証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定  
 被保険者番号：市町村の認定変更が未決定  
 この2行が1セットになって表示されます。

発生原因・・・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定が「変更申請中」となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。

対応方法・・・変更申請の結果が出ていない場合は、結果が出るまで待ち、結果が出た日の翌月以降、再度請求を行います。

【例1】9月20日に要介護度の変更申請し、10月20日に結果が出た場合  
 →11月に請求を行います。

【例2】9月20日に要介護度の変更申請し、11月5日に結果が出た場合  
 →12月に請求を行います。

\*保険者の国保連合会への受給者情報の提出期限（前月末までの異動情報を当月の5日までに提出）と、事業者の請求明細書の提出期限（通常は10日）の期日が異なるため、事業所は変更申請の決定が出ていることを確認して請求明細書等を提出しても、返戻になることがあります。そのため、変更申請の決定が出た翌月に提出していただくことを推奨しています。

#### 問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）  
 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階  
**TEL 027-290-1319（直通）** FAX 027-255-5077  
 ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>